

令和2年5月22日

各保護者様

三田市教育委員会
三田市立ゆりのき台中学校長 大野 正人

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業からの学校再開について

これまでの一斉臨時休業に際しましては、保護者の皆様にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が5月21日に解除されたことから、三田市では引き続き感染予防の取組を徹底し、6月1日より学校を再開することとしました。

つきましては、下記のと通りの対応をとることとしましたので、お知らせ致します。引き続き保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

なお今後、急遽、変更等が必要な場合は別途連絡させていただきます。

記

1 学校の再開（分散登校）について

6月1日から登下校や授業において可能な限り密集とならないよう感染予防を徹底し、学級を半分に分け、分散登校を実施します。

(1) 期間

6月1日（月）～6月12日（金）

※給食、部活動は実施しません。

(2) 形態

★6月1日（月）～6月5日（金）

午前：出席番号奇数の生徒

午後：出席番号偶数の生徒

★6月8日（月）～6月12日（金）

午前：出席番号偶数の生徒

午後：出席番号奇数の生徒

午前及び午後に3時間授業を実施します。

※細かな時間（時程）については、29日（金）にお知らせします。

(3) その他

6月15日（月）以降の登校等については、6月5日（金）までに別途連絡させていただきます。

2 健康管理・健康観察のお願い

(1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスク着用など感染症予防を徹底してください。

(2) 学校から配布する健康観察カードに毎朝体温等の結果を記録し、学校に提出してください。

(3) 発熱等の風邪症状が見られるときには、自宅で休養してください。高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診してください。また、受診結果を学校に報告してください。

なお、帰国者・接触者相談センターへの相談の目安については、以下のとおりとなっております。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医療機関（小児の場合は、小児科医による診察が望ましいとされています）等に電話などで相談してください。

（以下、厚生労働省 HP より引用）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

【宝塚健康福祉事務所・帰国者・接触者相談センター 電話：0797-62-7304】

【夜間、土、日、祝日は 24 時間対応コールセンター 電話：078-362-9980】

- (4) 学校には、マスクをして登校してください。
- (5) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを持参してください。
- (6) 毎日、洗濯したハンカチとティッシュを持参してください。
- (7) 熱中症予防のため、水筒を持参してください。
- (8) 換気、空調管理を行いますので、体調にあわせた衣服調整ができるようご準備ください。
- (9) 登校後、発熱などの風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- (10) 十分な睡眠・バランスのとれた食事・適度な運動を心がけ免疫力を高めてください。
- (11) ご家族や身近な方で帰国者・接触者相談センターに相談をされたような場合は、学校にお知らせください。

3 次のような症状がある場合には出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

- (1) 発熱などの風邪の症状がある場合
- (2) 医療機関において新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 濃厚接触者に特定された場合
- (4) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 新型コロナウイルス感染に対する不安や心配がある場合
※医療的ケアが必要なお子様や基礎疾患等があり重症化するリスクが高いお子様で、登校に不安を感じる場合は、学校へご相談ください。

4 児童生徒・教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、次のように対応します。
児童生徒等が新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者となった場合、当該学校の臨時休業について、宝塚健康福祉事務所と協議し、決定します。

※当該学校に感染者が確認された場合は、児童生徒の健康と安全のため宝塚健康福祉事務所の実施する調査や健康観察などにご協力をお願いします。

5 問い合わせ先

三田市教育委員会 学校教育課 TEL：559-5138（平日：9時～17時30分）